



昨年9月1日から市内12路線で全面運行を行っているコミュニティバスについて、11月末日までの利用状況がまとまりましたのでお知らせします。

市では、このコミュニティバス路線を維持するにあたっては、指針となる維持基準を設けて利用の拡大を呼びかけています。維持基準とは、路線ごとに運行経費と運行収入を比較するもので、運行経費に対する運行収入の割合（収支率）が12%を下回る路線については、路線の廃止も含めて見直しを行うというものです。（下表では、収支率が12%に達していない路線については、赤書で表示しています）

今後とも、さまざまな機会を通じて積極的に利用をいただき、コミュニティバスを育ててください。

	1日 1人あたりの乗車人数	1便あたりの乗車人数	収支率 (%)	目標達成のために必要な人数 (1日あたり)	
詫間線	177	12.6	48.1	/	
仁尾線	128	10.7	29.9		
詫間三野線	80	8.0	28.8		
荘内線	103	6.9	20.5		
財田観音寺線	67	8.3	17.4		
高瀬仁尾線	51	5.1	13.3		
三野線	31	3.1	9.6		6
豊中三野線	26	3.3	8.6		10
豊中仁尾線	26	2.6	8.2		11
豊中高瀬線	23	2.3	7.6		13
高瀬線	19	3.2	6.4		18
山本線	18	1.3	6.0		18

問い合わせ 企画課 73 - 3010

三豊市男女共同参画プラン(素案)についてのパブリック・コメント(意見公募)を実施します

市では、平成19年度より三豊市男女共同参画プランを策定しており、その計画(素案)がまとまりましたので、市民の皆さんからの意見を募集します。

計画(素案)は、市ホームページ (<http://www.city.mitoyo.lg.jp/>)、企画課および各支所市民サービス課で閲覧することができます。

1. 意見募集する計画

三豊市男女共同参画プラン(素案)

2. 策定の趣旨

あらゆる場面で男女共同参画の視点からの見直しや新規事業を行い、地域の特性を活かした施策を総合的・計画的に推進するため策定するものです。

3. 意見募集期間

2月1日(金)～20日(水)

4. 計画(素案)の閲覧

- ・市ホームページ
- ・企画課および各支所市民サービス課

5. 意見の提出方法

- (ア) 郵送の場合 (2月20日消印有効)
〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地
三豊市役所政策部企画課 宛
- (イ) ファックスの場合 (FAX) 73-3022

6. 提出の際の留意事項

- ・意見を記載する様式は任意ですが、氏名、住所を必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受け付けできません。
- ・意見は、日本語による文書(電子文書を含みます)で提出してください。
- ・電話による意見等の受付および回答はできません。

7. 提出された意見の公表

- ・提出されたご意見については、内容を簡単に取りまとめ、市の考え方を付して、市ホームページ、企画課および各支所市民サービス課で公表します。
- ・直接個別への回答および住所、氏名等の個人情報の公表はできません。

- (ウ) Eメールの場合
kikaku@city.mitoyo.kagawa.jp
- (エ) 持参する場合
企画課または各支所市民サービス課

問い合わせ 企画課 73 - 3010